

国立研究開発法人科学技術振興機構業務委託契約標準契約条項

(適用対象：契約締結日が令和3年1月1日以降の契約)

この標準契約条項は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）の業務委託契約（以下「本契約」という。）に適用する。但し、甲及び乙が別途協議したうえで締結する契約については、当該契約条項を採用するものとする。

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約条項並びに業務計画書及び甲が別に定める業務委託契約事務処理要領（以下「業務計画書等」という。）に従い、委託業務を誠実に実施し、甲はその代金を支払うものとする。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。

2 乙は、本契約に記載された委託業務が複数ある場合は、委託業務の業務計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。

3 乙は、委託費を業務計画書に記載された委託費の内訳に従い、使用しなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたり、法令及び指針等を遵守しなければならない。

(再委託)

第4条 乙は、甲の事前承認を得ずに本契約の履行の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、前項の規定により再委託しようとするときは、書面により申請しなければならないものとする。

3 乙は、前二項の承認を受けて再委託するときは、別記2「委託業務の再委託に関する契約特約条項」に従わなければならない。

4 乙が、前三項の規定に基づいて第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

5 乙は、再委託するときは、乙及び再委託先毎に経費を区分して経理し、それぞれの間で流用してはならない。

(債権債務の譲渡等)

第5条 乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を

第三者に譲渡若しくは承継させ、又は本契約に基づいて、製作若しくは購入した物件に質権若しくは抵当権を設定してはならない。

(帳簿の記載等)

第6条 乙は、業務計画書毎に帳簿を備えて委託業務の経理状況を記録するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日の属する甲の会計年度終了の翌日から5年間保管するものとする。

2 乙は、前項に定める書類を、甲が必要と認めるときは、甲が指定する日までに提出しなければならない。

(施設等の使用)

第7条 乙は、委託業務を実施するにあたり、業務計画書等の定めるところに従って甲の施設、設備（以下「施設等」という。）を無償で使用することができる。

2 乙は、施設等の使用にあたっては甲の定める規則等に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、委託業務の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、施設等を毀損等した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示するところに従って補修又は損害を賠償するものとする。ただし、当該毀損等が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(支給物品等の取扱)

第8条 甲は、業務計画書等の定めるところにより、委託業務の実施に必要な物品を、所要の時期に無償で乙に貸与又は支給することがある。

2 乙は、貸与又は支給を受けた物品（以下「貸与品等」という。）を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、不要又は未使用の貸与品等がある場合は、委託業務の実施中であっても、これを速やかに甲に返還するものとする。

3 乙は、委託業務が完了したとき、又は第22条、第23条若しくは第28条の規定により本契約が解除されたときは、貸与品等を、甲の指定する期日までに返還するものとする。

(計画の変更等)

第9条 甲は、本契約が完了するまでの間において業務計画書等を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。

2 乙は、次の各号の一に該当して業務計画書を変更しようとする場合は、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 業務計画書の「I. 委託業務の内容」の変更

(2) 業務計画書の「IV. 委託費の内訳」における費目と費目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3

割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更

(3) 業務計画書の「IV. 委託費の内訳」における人件費を増額する変更

- 3 乙は、委託業務を中止しようとする場合は、委託業務中止承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 甲は、前二項の承認をするときは、条件を付することができる。
- 5 乙は代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他乙の業務上重要な事項について変更があったときは、変更内容を書面にて甲に遅滞なく届け出るものとする。
- 6 乙は、第2項、第3項及び第5項以外の変更については、甲が別に定める手続きに従わなければならない。

(中間報告)

第10条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の進捗状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(年度末報告)

第11条 乙は、委託業務の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託業務年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

(完了届及び実績報告書の提出)

- 第12条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届を作成し、甲に提出しなければならない。委託業務が完了せず契約解除となった場合も同様とする。
- 2 乙は、前項の完了届を提出したときは、委託業務実績報告書を作成し、委託業務の完了又は終了した日から30日以内又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(調査)

- 第13条 甲は、前条第2項の規定に基づく委託業務実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者により、委託業務の実施内容及び委託費の実績額が業務計画書等及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、第10条により乙から提出された中間報告、第11条により乙から提出された年度末報告又は特に必要があると認めるときは、委託業務の進捗状況及び委託費の使用状況等について、職員又は甲の指定する者に調査させることができる。
- 3 乙は、前二項の調査に協力しなければならない。

(額の確定等)

第14条 甲は、前条第1項の調査をした結果、第12条第2項に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額のうち適正と認めた額と契約金額のいずれか低い額とする。

3 甲は、前条第2項の年度末報告にかかる調査をした結果、委託業務年度末報告書の内容が適正であると認めるときは、当該年度分の支払額を決定し、乙に通知するものとする。

4 前項の決定額は、委託業務に要した当該年度の実支出額のうち適正と認めた額と契約金額のうち当該年度分のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第15条 甲は、前条による額の確定及び当該年度分の額の決定の後、乙の適法な精算払請求書を受理した日から翌月末までに委託費を乙に支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 乙は、前二項による委託費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲より委託費の概算払いを受けた場合は、当該委託費を委託業務以外の用途に使用してはならない。

5 乙は、甲が適法な精算払請求書を受理した日から翌月末までに委託費を支払わない場合には、甲に対し期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に参入しないものとする。

(過払金の返還)

第16条 乙は、既に支払いを受けた委託費が第14条第1項の確定額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(延滞金)

第17条 乙は、前条、第21条、第24条、第25条及び第28条の規定により甲に委託費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、法定利率の割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(取得資産の帰属等)

第18条 委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品（以下「取得資産」とい

う。)の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、取得資産を委託業務の終了までの間、無償で使用するものとする。

- 2 乙は取得資産を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、取得資産の管理状況を確認するために、職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り検査をすることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。
- 4 乙は委託業務の完了後遅滞なく、甲の指示に従い取得資産を甲に引き渡すものとする。
- 5 乙は、甲の指示に従い、四半期分毎の取得資産一覧表を当該四半期終了後速やかに甲に提出しなければならない。また、乙は、取得資産に、委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。
- 6 乙は、取得資産について処分をする必要が生じたときは速やかに取得資産処分承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(知的財産権の取扱)

第19条 本契約の履行に関して乙により新たに生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、回路配置利用権(半導体回路保護法)及び育成者権(種苗法)の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、すべて甲に帰属させるものとし、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の譲渡のために必要な手続きをとるものとする。

- 2 前項の規定により乙から甲に著作権を譲渡する場合において、著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 乙は、本契約の履行に関して、乙が既に有する著作権又は乙以外の第三者が創作した著作権を利用したときは、甲による利用に関して支障がないよう措置をするとともに当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じ、許諾内容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、第三者の有する知的財産権の利用について、一切の責任を負うものとする。

(損害賠償及び紛争の解決)

第20条 乙は、委託業務の実施により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- 2 乙は、本契約の履行にあたって第三者との間に紛争が生じたときは、甲乙協力してその解決にあたるものとする。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第21条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施するこ

とが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除又は変更するものとする。

2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条から第16条の規定を準用するものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて乙に履行の催告をしたにもかかわらず是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が履行期間中に委託業務を完了できないと認められるとき
- (2) 乙が本契約に違反したとき
- (3) 甲の指示に従わないとき
- (4) 甲の職務執行を妨げたとき

2 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が破産手続開始の決定を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (2) 乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき
- (3) 天災地変その他甲及び乙の責に帰し難い事由により、委託業務を履行できる見込みがないとき
- (4) 本契約に関して乙に不正な行為があったとき
- (5) 履行期間を徒過することにより、契約の目的を達することができなくなったとき
- (6) 甲の都合によるとき

(乙の解除権)

第23条 甲がその責に帰すべき事由により本契約上の義務に違反した場合は、乙は相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除後の措置)

第24条 前二条により本契約を解除するときは、第13条から第16条の規定を準用するものとする。

2 乙は、第22条第1項各号及び第2項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額(注)契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額)の100分の10

に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、甲は実際に生じた損害額が違約金の額を超える場合は、その超える金額について賠償の請求をすることができる。

- 3 甲は、甲が第22条第2項第6号の規定により本契約を解除する場合、又は乙が前条の規定により本契約を解除する場合、これによって乙に生じた損害（ただし、得べかりし利益の喪失を含まない。）を賠償するものとする。その損害額については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 4 甲は、第22条の規定により本契約を解除した場合又は前条の規定により契約が解除された場合に、委託業務に可分の部分があり甲が必要と認めるときは、当該部分を取得することができる。

（不正等に対する措置）

第25条 甲は、乙が、委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、不正等の有無及びその内容を精査するにあたり、必要があると認めるときは、乙に対し、通告のうえ、乙の施設等に立ち入り、調査をすることができる。
- 4 甲は、前項の精査の結果、本契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約を解除し又は変更し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。
- 5 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条から第16条の規定を準用するものとする。
- 6 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。
- 7 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

（消費税等の計算）

第26条 本契約に係る消費税等の計算において、円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

- 2 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、甲はこの契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第27条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（注契約金額が単価の場合は総予定数量に単

価を乗じて得た金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合)の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に対して課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が第1項に規定する期日内に違約金を支払わない場合には、甲は期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第28条 乙は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。

- (3) 乙が、第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
 - (6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。
- 3 前二項の規定により、本契約を解除したときは、第13条から第16条の規定を準用するものとする。
 - 4 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、実際に甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額(注)契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額)の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(秘密保持)

- 第29条 甲及び乙は、本契約により知り得た相互の秘密情報を、相手方の事前の承認なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報。
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報。
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発又は取得したことを証明できる情報。
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報。
 - 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、法令に基づき又は政府機関から開示が要求され、これに応じて開示する場合、乙の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、開示後、速やかに乙に通知するものとする。

(個人情報の取扱)

第30条 乙は、本契約を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(特約条項)

第31条 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、特に必要がある場合に限り特約条項を定めることができる。

2 特約条項に本契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めを優先するものとする。

(紛争の解決)

第32条 本契約について、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により処理するものとする。裁定者について、協議開始後30日以内に両者の合意が成立しない場合には、東京地方裁判所が第一審専属管轄を有するものとする。

(有効期間)

第33条 第6条、第12条から第20条、第24条、第25条、第27条から第29条及び本条の規定は、本契約期間終了後も有効とする。

(その他の事項)

第34条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

委託業務の再委託に関する契約特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託業務をより効果的に実施するため、委託業務を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とするものとする。

(業務の範囲等)

第2条 再委託は、業務委託契約書第1条に定める委託業務の目的の範囲を超えてはならない。

2 乙は、前項に定めるほか、委託費の1/2を超える再委託をしてはならない。また、委託費の1/2を超えない場合であっても委託業務の主要部分を再委託してはならない。

(再委託契約の締結)

第3条 乙は、再委託を行う場合は、再委託先と業務委託契約書に準ずる内容の契約を締結しなければならない。

(業務の実施)

第4条 再委託に係る事務処理は、国立研究開発法人科学技術振興機構業務委託契約事務処理要領を準用するものとする。

(報告書の提出)

第5条 乙は、甲の要求があったときの業務委託契約書第10条に定める委託業務中間報告書、第11条に定める年度末報告書、第12条に定める委託業務完了届及び委託業務実績報告書を提出する場合は、再委託先に係る業務についても取り纏めのうえ提出しなければならない。

※個人情報を取り扱う契約の場合に使用する。

別記3

個人情報の取扱いに関する契約特約条項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の利用目的等)

第2条 甲から乙に提供する個人情報の名称、種類、利用目的等は、別表のとおりとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務の完了後においても、同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(委託の制限)

第6条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、前項の規定により個人情報の処理を第三者に委託するときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を責任を持って選定するものとし、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等についてあらかじめ甲に書面で承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により選定する委託先に対し、本特約条項に定める乙が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。

4 前二項は、乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(資料の返還及び消去等)

第8条 乙は、業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定によって個人情報を記録した資料を甲に返還した後、なお当該個人情報が複写や電磁的記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。

(安全確保の措置)

第9条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、滅失、改竄、毀損、漏洩その他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対し、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

2 乙は、第6条第1項により個人情報の処理を第三者に委託するときは、その委託先に対して前項の措置を実施させるものとする。乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(立入調査)

第10条 甲は、個人情報の取扱いが遵守されていることを確認するため、乙に対して定期的な報告を求めるとともに立入調査を行うことができる。

2 甲又は乙は、第6条に定める委託先に対し、前項に規定する措置を行うこととし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書等にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 前項は、乙の委託先が、再委託を行うとき及びそれ以降も同様とする。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、第10条の立入調査により個人情報の取扱いが遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙又は乙の従業員その他乙の管理下にある者の責に帰すべき事由により、甲又は当該個人情報の本人に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

第2条別表

	項目	内容
1	保有個人情報の内容	当該個人情報が特定できる名称を記載(個人情報が利用に供される事務の名称等)
2	本人の人数	当該個人情報の保有人数(本人の数)を記載
3	提供先における利用目的	当該個人情報が提供先でどのような事務等に利用されるか(利用目的)を記載 ただし、本人から個人情報を取得する前に明示した利用目的の範囲内で、できるだけ具体的に利用目的を定めておくこと。(例)〇〇審査事務における本人の資格審査のために利用する。
4	利用する業務の根拠法令	根拠法令がなければ記載の必要なし
5	利用する記録範囲	当該個人情報に記録されている個人の範囲を記載 (例)〇〇申請書を提出した者
6	利用する記録項目	当該個人情報に記録されている項目を記載 (例)氏名、住所、性別、免許番号、発給額など
7	利用形態等	提供先が利用する形態を記載 (例)電子処理ファイル
8	その他特記事項	その他参考となる事項を記載

(別添)

様式第 1

業務計画書

- I. 委託業務の内容
- II. 委託業務の実施体制
- III. 業務実施計画
- IV. 委託費の内訳